

令和12年度の全道保険料率の統一に向けて

1 前回の運営協議会（R6.8.27）での御意見

No.	委員からの御意見	今回の再提案における考え方
1	賦課割合の見直しにあたり、現在の札幌市の賦課割合をベースに道内統一を図ることはできないのか。	資料2ページに記載のとおり、札幌市にとってH30からの都道府県単位化による効果は大変大きく、その方向性については肯定的に受け止めています。 今回の保険料率の統一も都道府県単位化の一環ですが、道は国が示した考え方に基づき、現行の道内市町村の料率も勘案し、道議会の審議を経て北海道国保運営方針において公式決定しています。市町村ごとに影響に違いはあるでしょうが、道の考え方は理にかなった公正なものであり、札幌市としても尊重すべきものと判断しています。
2	道内で保険料を統一するという話だが、札幌市が目指す賦課割合と、（前回の）資料5ページの同じ道内のB市が目指す賦課割合が異なっているのはなぜか。	個人単位で保険料率は統一されますが、市町村ごとに所得水準や加入人数が異なるため、市町村単位で集計すると、各市町村の賦課割合に違いが生じます。詳しくは、資料3ページで解説しています。
3	激変緩和措置を講じるのであれば、影響を受ける低所得者の負担軽減対策も一緒に考えるべき。	前回、急激な保険料の値上げを回避するため、激変緩和措置のみを提案いただきましたが、今回はいただいた御意見を踏まえ、基金を活用した負担軽減策もセットとした提案としています。資料6ページのとおり。
4	激変緩和措置を講じるにしても、6年間均等に上げるのではなく、曲線を描くように上げることも考えるべきではないか。	資料7ページ及び別紙のとおり、曲線も含む6パターンの激変緩和措置をシミュレーションしました。
5	激変緩和措置の必要性は理解したが、その影響は様々なケースで異なるので、一つ一つに細やかな対応が必要なのではないか。	世帯ごとの違いの大きい部分は「世帯人数の違い」と考えますが、基金を活用して均等割（人数割）そのものの値上げを抑制することで、世帯ごとの違い（人数の違い）に応じた緩和策となり得るものと考えています。
6	賦課割合の見直しについて、他都市の動向を知りたい。（移行年数や基金活用の有無など）	政令市と道内主要都市について、電話等で聴取した内容を資料4～5ページにまとめました。

令和12年度の全道保険料率の統一に向けて

2 H30からの都道府県単位化による札幌市国保保険料への影響

都道府県単位化前

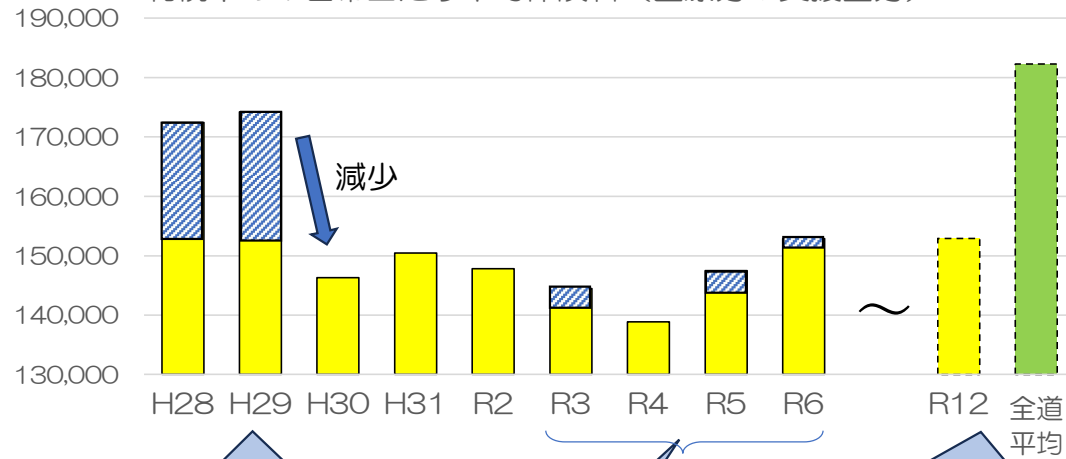
- 各市町村で歳入（交付金等）や歳出（医療費等）を基に必要保険料（保険料として集めるべき総額）を算出。
- 必要保険料を基に、予想収納率を考慮して保険料率を決定。



都道府県単位化後（現状）

- 北海道全体の歳入・歳出を基に、全道で必要な「納付金」の総額を算出。
- 各市町村の所得・世帯数・加入者数のシェア率を基に、市町村ごとの納付金を算定。（各市町村の医療費水準は反映せずに算定）
- 各市町村は、北海道から示された納付金額に、個別の歳入・歳出を加味し、必要保険料を算出。必要保険料を基に、予想収納率を考慮して保険料率を決定。
 - * R9から、市町村個別の歳入・歳出を原則共通化し、納付金算定を実施予定。
 - * R12から、全道保険料率の統一を実施予定。

札幌市の1世帯当たり平均保険料（医療分+支援金分）



都道府県単位化前は、1世帯当たり平均保険料を151,543円に据え置いたため、一般会計繰入により負担を抑制していた

R3・R5・R6は、国保基金を活用して負担を抑制した

全道保険料率の統一後、被保険者が道内どこに住んでいても所得等が同じなら負担も同じとなる。ただし、市町村ごとに平均所得に差があるため、市町村単位でみたときは平均保険料に違いが生じる。

都道府県単位化による札幌市への影響

○都道府県単位化にあたり、決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入は解消を求められたため、札幌市はH30より繰入をとりやめ。

○繰入をとりやめたが、都道府県単位化前と比べて、札幌市の1世帯当たり平均保険料は減少。

○これは、必要保険料の計算方法が市町村ごとから北海道全体で算出する方法へ変わったことが主な要因。

○特に医療費について、市町村ごとに賄っていたものが、北海道全体でシェアすることになったことが大きい。

○また、札幌市は道内平均よりも所得が低いため、納付金配分が少ないことも影響。

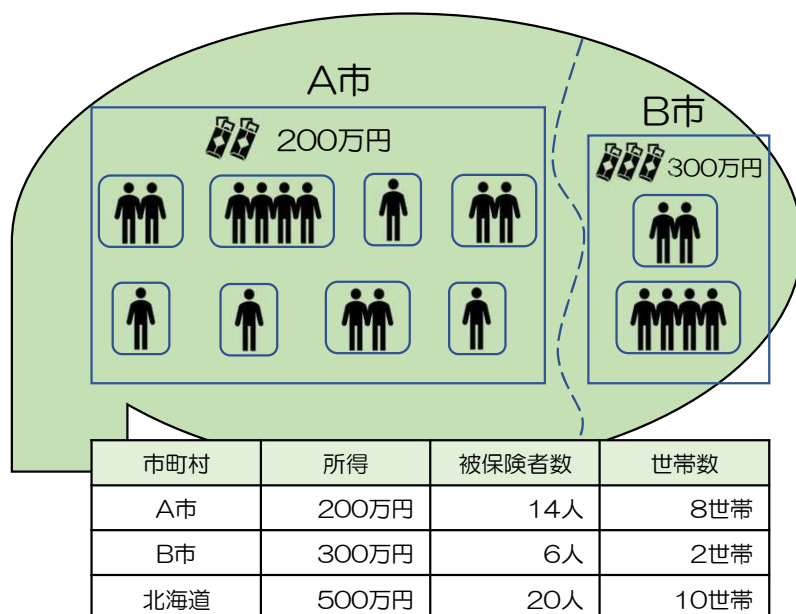
令和12年度の全道保険料率の統一に向けて

3 国基準に基づいた北海道の賦課割合

- 国が「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」で定める賦課割合の基準では、
 応能割（所得割）：応益割（均等割と平等割）＝50：50を基本としたうえで、都道府県ごとの負担能力の違いを加味し、全国平均よりも所得水準が高い都道府県では応能割の比率を大きく、所得水準が低い都道府県では応能割の比率を小さくすることとされている。北海道は全国平均よりも所得水準が低い
 ため、応能割：応益割＝48：52となっている。
- 応益割のうち均等割：平等割については、「北海道国保運営方針」において、道内市町村の実態に即した平均的な割合として3：2を基本に設定することとしており、結果として北海道の賦課割合は「所得割：均等割：平等割＝48：31：21」となった。統一保険料率は、この賦課割合に基づき算定される。

4 各市町村の賦課割合

- 令和12年度に統一保険料率の実現されると、保険料率は全ての市町村で同じになるが、**賦課割合は市町村によって異なる**。以下の例を参照。



◎北海道全体で保険料100万円集めたいとき…
 北海道の賦課割合は「48：31：21」なので、
 所得割で48万円 均等割で31万円 平等割で21万円
 を集めることになる。

★統一保険料率

所得割率＝48万円÷500万円＝**9.6%**
 均等割額＝31万円÷20人＝**15,500円**
 平等割額＝21万円÷10世帯＝**21,000円**

◎左の例は、北海道にA市・B市しかないと仮定した場合。この例で、統一保険料率を使って保険料を集めた場合、例えば、A市の所得は200万円なので、所得割は200万円×9.6%＝19.2万円が集まる。同様に計算していくと、集まる保険料は以下の表ようになる。

市町村	所得割	均等割	平等割	合計
A市	19.2万円	21.7万円	16.8万円	57.7万円
B市	28.8万円	9.3万円	4.2万円	42.3万円
北海道	48万円	31万円	21万円	100万円

◎賦課割合は、**保険料を集める割合**のことなので、A市・B市の賦課割合は以下のとおり。

A市 ⇒ 19.2万円：21.7万円：16.8万円 ＝ **33：38：29**
 B市 ⇒ 28.8万円：9.3万円：4.2万円 ＝ **68：22：10** } **結果として市町村ごとの賦課割合は異なることになる**

令和12年度の全道保険料率の統一に向けて

5 他都市の状況（政令指定都市）

【政令市】	統一年度	賦課割合見直し	基金活用
仙台市	未定	未定	
さいたま市	R12	H30～R9	×
千葉市	未定	未定	
川崎市	R18	未定	
横浜市	R18	未定	
相模原市	R18	未定	
新潟市	未定	未定	
静岡市	R12～17	未定	△
浜松市	未定	未定	
名古屋市	未定	未定	
京都市	未定	未定	
大阪市	R6	H30～R5	×
堺市	R6	H30～R5	○
神戸市	R12	未定	△
岡山市	未定	未定	
広島市	R12～17	激変緩和なし	×
北九州市	未定	未定	
福岡市	未定	未定	
熊本市	R12	未定	

（政令市）

○賦課割合の見直しについて、既に移行済・移行計画をもっているのは、20市中4市のみ。
 ○この4市のうち、激変緩和措置「あり」は3市、「なし」は1市。
 ○その他の16市は、現在も「未定」「検討中」。
 ○移行にあたり、基金を活用（または予定）しているのは、現時点では3市のみ。

【堺市】

○都道府県単位での保険料水準の統一は、R6に達成済み（大阪府）。
 ○H30から6年かけて激変緩和措置を実施。
 ○激変緩和と合わせ、基金を活用してトータル負担の抑制にも配慮した。

【静岡市・神戸市】

○激変緩和措置をとるかどうかは未定ながら、何らかの形で基金を活用することも想定しているとのこと。

【さいたま市・大阪市・広島市】

○さいたま市・大阪市は、激変緩和措置により移行予定（または移行済）
 ○広島市は、激変緩和措置を講じず一気に変更予定。
 ○3市とも、移行にあたって基金の活用なし。

令和12年度の全道保険料率の統一に向けて

6 他都市の状況（道内主要都市）

（道内主要都市）

○賦課割合の見直しについて、すべての市がR12までに移行する予定（うち3市は既に移行済み）

○今後移行する6市のうち、激変緩和措置「あり」は5市、「検討中」は1市。

○移行にあたり、基金を活用（または活用予定）なのは3市。

【道内市】	賦課割合見直し	基金活用	説明
函館市	R2～R11	○	10年かけて激変緩和措置により移行中。基金を活用してトータル負担増にも配慮
小樽市	R3～R12	×	10年かけて激変緩和措置により移行中。基金の活用なし
旭川市	H30	○	都道府県単位化のスタート年のH30に一気に変更済。もともと中間所得層に厳しかった賦課割合の是正につながると判断したため。基金を活用して低所得者層の負担増にも配慮
室蘭市	R7～R12	×	6年かけて激変緩和措置により移行予定。基金の活用なし
釧路市	R5～R12	×	8年かけて激変緩和措置により移行中。基金の活用なし
帯広市	R1～R5	×	5年かけて激変緩和措置により移行済。基金の活用なし
北見市	R12まで	×	具体的な移行時期等は検討中
岩見沢市	H30	×	都道府県単位化のスタート年のH30に一気に変更済。もともと中間所得層に厳しかった賦課割合の是正につながると判断したため。基金の活用なし
千歳市	R7～R9	○	3年かけて激変緩和措置により移行予定。基金の活用を予定しているが、具体的には検討中

令和12年度の全道保険料率の統一に向けて

7 全道保険料率の統一に向けた賦課割合の見直しについて

- 前回の運協（R6.8.27）において、賦課割合の見直しにあたり、R12に一気に変更すると保険料が激変する世帯（急激な値上げになる世帯）が生じてしまうことから、激変緩和措置（年数をかけて徐々に変えていく措置）を提案したところ、移行期間を設けることにより生じる負担増への配慮を求める意見が多かった。
- また、他都市の取組を参考にすべきとの意見もあったが、政令市や道内主要都市の多くは激変緩和措置を講じており（もしくは講じる予定）、賦課割合の見直しにあわせ、基金を活用して負担増に配慮した市もあった。
- 札幌市の国保財政や収納対策への影響を踏まえると、多くの都市と同様、激変緩和の視点は重要と考えるが、いくつかの市で実施しているように、負担増を抑制する視点も加えて考えていく必要がある。
- そこで、保険料の上昇率と負担増の両方のバランスを勘案して激変緩和措置の内容を見定めるとともに、併せて基金の活用による負担軽減策もセットで検討していくこととしてはどうか。

① 激変緩和措置の検討（各種パターンの比較）

- 前回の運協での意見も踏まえ、様々なパターンを比較するため、前回と同じモデルケースを用いて6パターンの激変緩和措置をシミュレートする。
- 6パターンそれぞれの「毎年の保険料の上昇（減少）率」と「移行期間中における負担増（減）」を比較する。
（詳細は別紙のとおり）

モデルケース① 【収入98万円以下、4人世帯】

モデルケース② 【収入300万円、1人世帯】

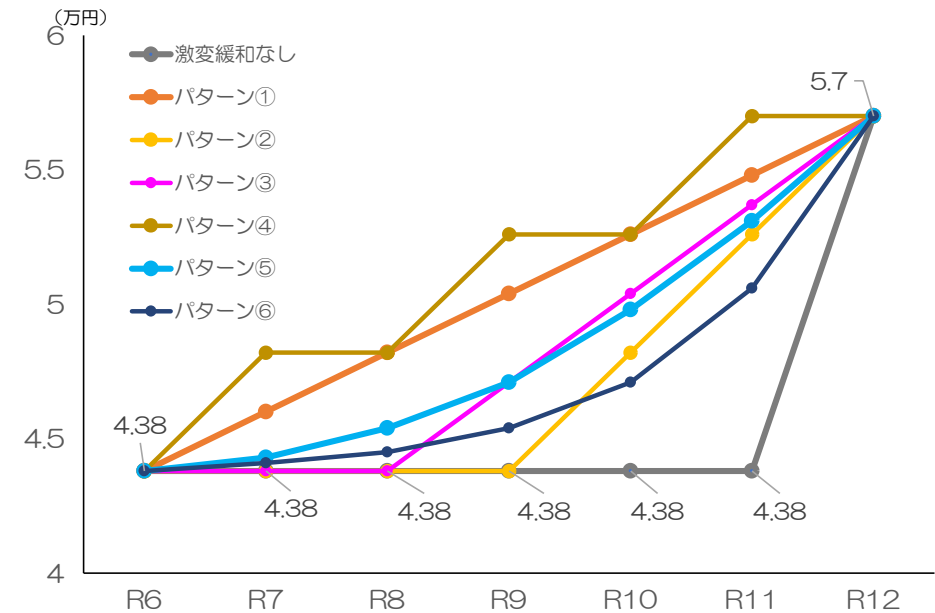
② 負担軽減策の検討（基金の活用の検討）

- 賦課割合の見直しにより、もっとも大きな値上げの影響を受けるのは、均等割がかかる多人数世帯。
- ①の激変緩和措置にあわせ、均等割の上昇抑制のために基金を投入することを検討してはどうか。
- R6現在の基金の保有残高は53.8億円。札幌市の基金目安額を除くと、現時点で活用可能なのは最大1.3億円であるため、これを上限に基金の活用を検討していくこととしたい。
- なお、R8以降は基金の活用可能額を見通せないが、各年度の収支を踏まえ、活用可能な範囲で引き続き基金の活用を検討していくこととしたい。
- ただし、多額の基金活用は後年時に急激な保険料上昇を引き起こす要因ともなるため、そうしたバランスも考慮したうえで活用額を検討していく必要がある。

令和12年度の全道保険料率の統一に向けて

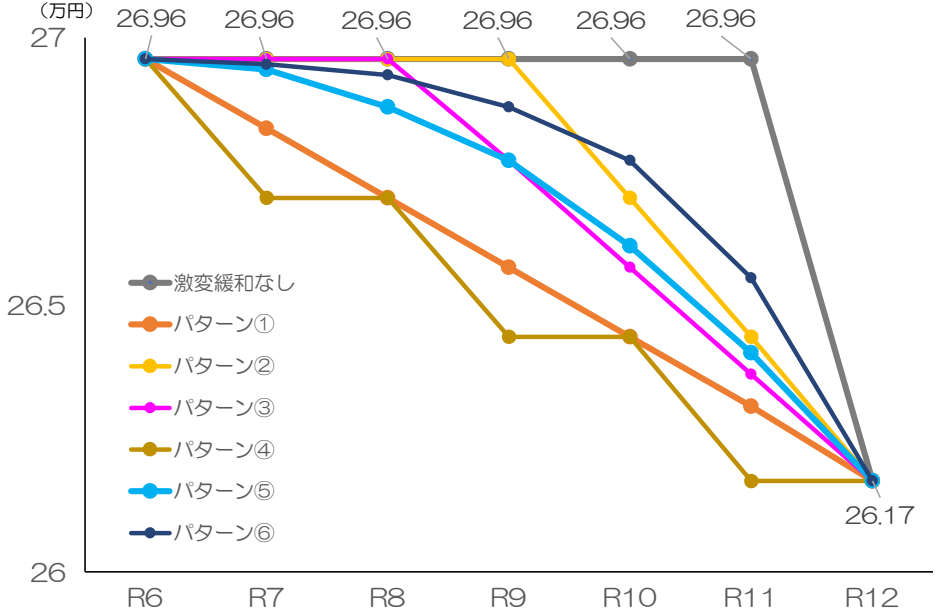
7 全道保険料率の統一に向けた激変緩和対策（続き）

【各パターンの比較】モデルケース①



（対前年度増加額）R6賦課額：43,830円（単位:円）							（対前年度増加率）						（トータル負担増）	
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R7～R11	
激変緩和なし	－	－	－	－	－	13,190	－	－	－	－	－	30.09%	－	
パターン①	2,199	2,199	2,199	2,199	2,199	2,195	5.02%	4.78%	4.56%	4.36%	4.18%	4.00%	32,985円	
パターン②	－	－	－	4,397	4,397	4,396	－	－	－	10.03%	9.12%	8.35%	13,191円	
パターン③	－	－	3,298	3,298	3,298	3,296	－	－	7.52%	7.00%	6.54%	6.14%	19,788円	
パターン④	4,397	0	4,397	0	4,396	0	10.03%	0.00%	9.12%	0.00%	8.35%	0.00%	39,572円	
パターン⑤	440	1,100	1,759	2,638	3,298	3,955	1.00%	2.48%	3.88%	5.60%	6.63%	7.45%	20,451円	
パターン⑥	220	440	880	1,759	3,518	6,373	0.50%	1.00%	1.98%	3.88%	7.46%	12.58%	12,536円	

【各パターンの比較】モデルケース②



（対前年度減少額）R6賦課額：269,660円（単位:円）							（対前年度減少率）						（トータル負担減）	
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R7	R8	R9	R10	R11	R12		R7～R11
激変緩和なし	－	－	－	－	－	▲7,960	－	－	－	－	－	▲2.95%		－
パターン①	▲1,327	▲1,327	▲1,327	▲1,327	▲1,327	▲1,325	▲0.49%	▲0.49%	▲0.50%	▲0.50%	▲0.50%	▲0.50%		▲19,905円
パターン②	－	－	－	▲2,654	▲2,654	▲2,652	－	－	－	▲0.98%	▲0.99%	▲1.00%		▲7,962円
パターン③	－	－	▲1,990	▲1,990	▲1,990	▲1,990	－	－	▲0.74%	▲0.74%	▲0.75%	▲0.75%		▲11,940円
パターン④	▲2,654	0	▲2,654	0	▲2,652	0	▲0.98%	0.00%	▲0.99%	0.00%	▲1.00%	0.00%		▲23,884円
パターン⑤	▲266	▲664	▲1,062	▲1,592	▲1,990	▲2,386	▲0.10%	▲0.25%	▲0.40%	▲0.59%	▲0.75%	▲0.90%		▲12,346円
パターン⑥	▲133	▲266	▲531	▲1,062	▲2,123	▲3,845	▲0.05%	▲0.10%	▲0.20%	▲0.40%	▲0.79%	▲1.45%		▲7,569円

前回意見を踏まえた提案

- 6パターンで激変緩和措置を比較した結果、毎年の保険料の増加率が比較的緩やかであり、かつ移行期間中のトータル負担増も抑えめな「パターン③」あるいは「パターン⑤」がバランスがとれているのではないかと。
- また、パターン③は4年間で激変緩和する一方、パターン⑤は6年間で激変緩和することになるため、保険料増に対する負担感をより低減することができる。
- ③と⑤でトータル負担増はほぼ変わらないことを踏まえると、パターン⑤を軸に賦課割合の見直しを進めつつ、基金の活用による負担軽減も検討していくこととしたい。
- なお、仮にパターン⑤をベースにR7に活用可能な最大額である1.3億円の基金を投入した場合、均等割額への影響は右のとおりとなる。

均等割額への影響（試算）

	R6均等割額	R7均等割額（基金前）	R7均等割額（基金後）	基金投入効果
軽減なし世帯	25,550円	26,000円（+450円）	25,610円（+60円）	▲390円
7割軽減世帯	7,665円	7,800円（+135円）	7,683円（+18円）	▲117円

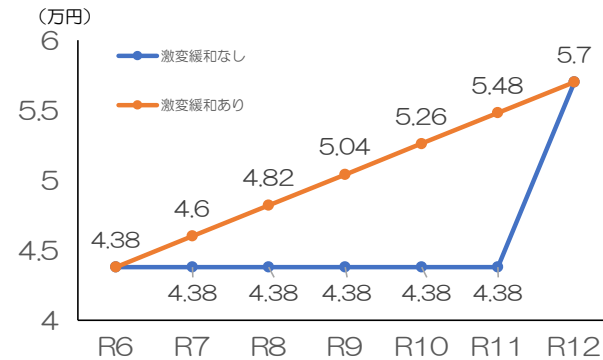
※ 均等割額は医療分と支援金分の合計額
※ 基金は医療分と支援金分の均等割賦課総額に対して投入

モデルケース① 【収入98万円以下、4人世帯】

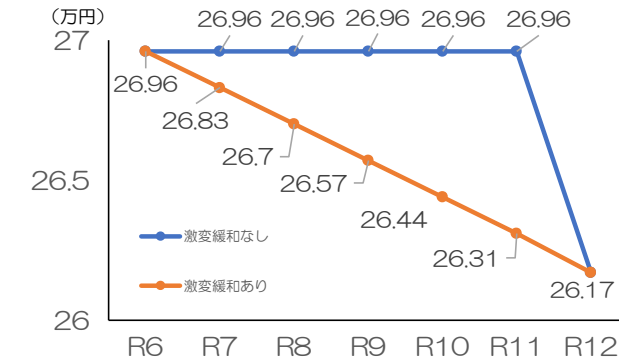
モデルケース② 【収入300万円、1人世帯】

【激変緩和パターン① 6年間で均等に移行した場合】

メリット：対前年度の変動が一定かつ緩やかである。
 デメリット：保険料が増額となる世帯のトータル負担増が大きい。



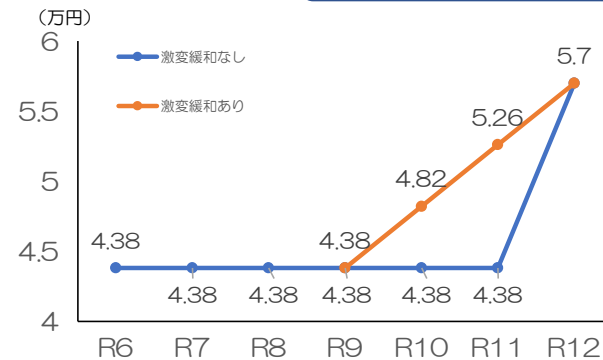
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R7~R11のトータル負担増
対前年度増加額	2,199円	2,199円	2,199円	2,199円	2,199円	2,195円	32,985円
対前年度増加率	5.02%	4.78%	4.56%	4.36%	4.18%	4.00%	



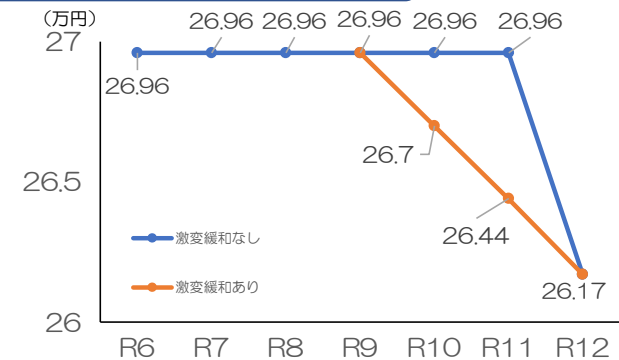
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R7~R11のトータル負担減
対前年度減少額	▲1,327円	▲1,327円	▲1,327円	▲1,327円	▲1,327円	▲1,325円	▲19,905円
対前年度減少率	▲0.49%	▲0.49%	▲0.50%	▲0.50%	▲0.50%	▲0.50%	

【激変緩和パターン② 3年間で均等に移行した場合】

メリット：保険料が増額となる世帯のトータル負担増がかなり小さい。
 デメリット：激変緩和への着手が遅くなり、対前年度の変動がかなり大きい。



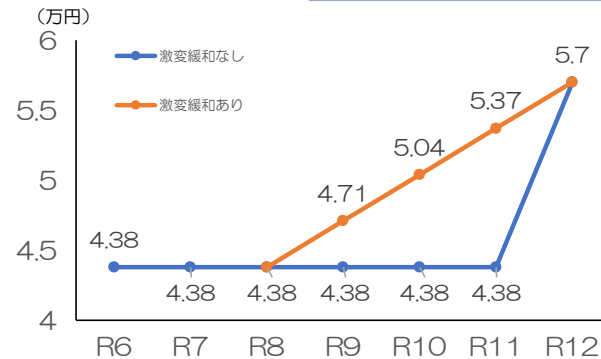
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R7~R11のトータル負担増
対前年度増加額	—	—	—	4,397円	4,397円	4,396円	13,191円
対前年度増加率	—	—	—	10.03%	9.12%	8.35%	



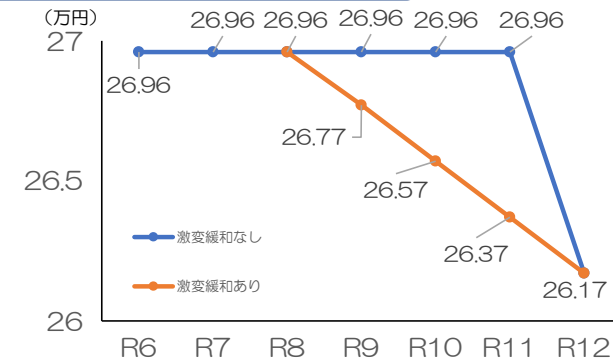
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R7~R11のトータル負担減
対前年度減少額	—	—	—	▲2,654円	▲2,654円	▲2,652円	▲7,962円
対前年度減少率	—	—	—	▲0.98%	▲0.99%	▲1.00%	

【激変緩和パターン③ 4年間で均等に移行した場合】

メリット：保険料が増額となる世帯のトータル負担増が小さい。
 デメリット：激変緩和への着手が遅くなり、対前年度の変動が大きい。



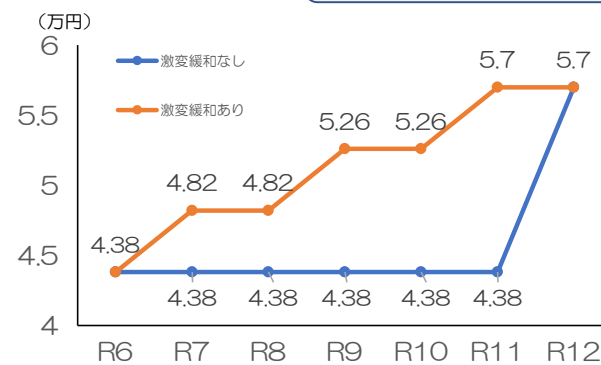
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R7～R11の トータル負担増
対前年度増加額	—	—	3,298円	3,298円	3,298円	3,296円	19,788円
対前年度増加率	—	—	7.52%	7.00%	6.54%	6.14%	



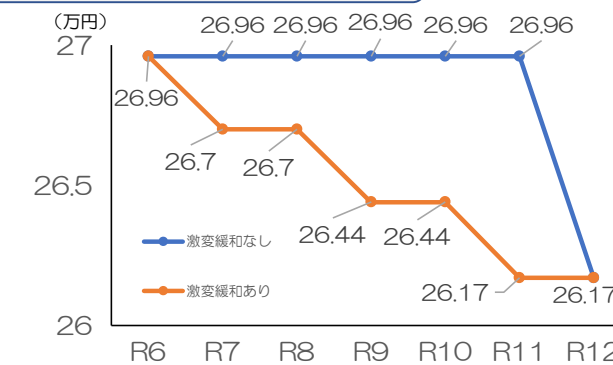
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R7～R11の トータル負担減
対前年度減少額	—	—	▲1,990円	▲1,990円	▲1,990円	▲1,990円	▲11,940円
対前年度減少率	—	—	▲0.74%	▲0.74%	▲0.75%	▲0.75%	

【激変緩和パターン④ 3段階で移行した場合】

メリット：対前年度の変動が毎年ではなく2年に1度となる。
 デメリット：1回あたりの変動が大きく、保険料が増額となる世帯のトータル負担増も大きい。



	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R7～R11の トータル負担増
対前年度増加額	4,397円	0円	4,397円	0円	4,396円	0円	39,572円
対前年度増加率	10.03%	0.00%	9.12%	0.00%	8.35%	0.00%	

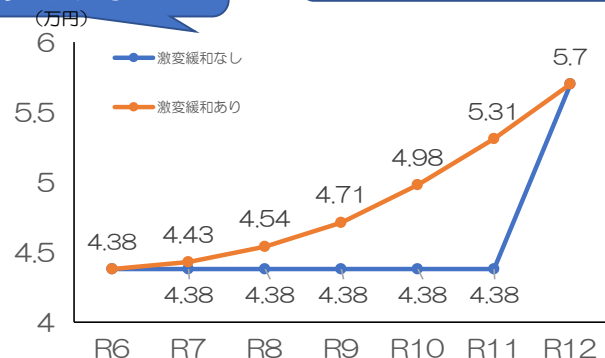


	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R7～R11の トータル負担減
対前年度減少額	▲2,654円	0円	▲2,654円	0円	▲2,652円	0円	▲23,884円
対前年度減少率	▲0.98%	0.00%	▲0.99%	0.00%	▲1.00%	0.00%	

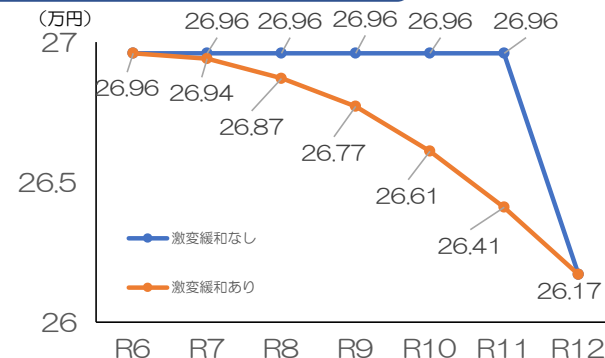
【激変緩和パターン⑤ 変化に傾斜をつけて移行した場合】

パターン①をベースに、初年度の増額を2割程度に抑え、後年時に増額を先送りしている

メリット：早いうちから激変緩和に着手しつつ、パターン①よりもトータル負担増を抑えられる。
デメリット：R12に近づくにつれ、対前年度の変動が大きくなる。



	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R7～R11のトータル負担増
対前年度増加額	440円	1,100円	1,759円	2,638円	3,298円	3,955円	20,451円
対前年度増加率	1.00%	2.48%	3.88%	5.60%	6.63%	7.45%	

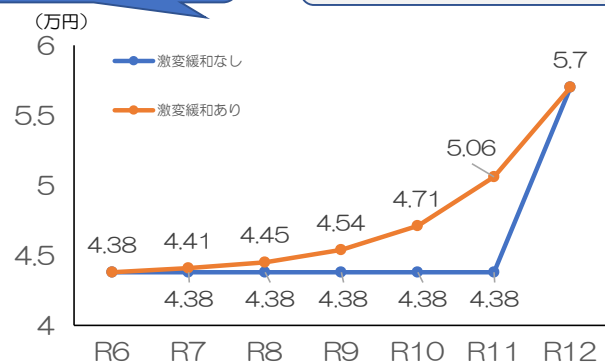


	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R7～R11のトータル負担減
対前年度減少額	▲266円	▲664円	▲1,062円	▲1,592円	▲1,990円	▲2,386円	▲12,346円
対前年度減少率	▲0.10%	▲0.25%	▲0.40%	▲0.59%	▲0.75%	▲0.90%	

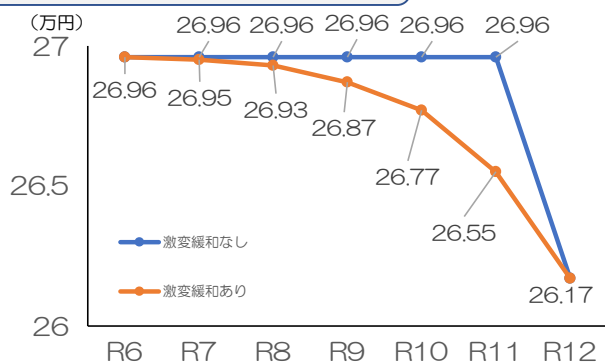
【激変緩和パターン⑥ 変化に大きく傾斜をつけて移行した場合】

パターン①をベースに、初年度の増額を1割程度に抑え、後年時に増額を先送りしている

メリット：早いうちから激変緩和に着手しつつ、パターン①よりもかなりトータル負担増を抑えられる。
デメリット：R12に近づくにつれ、対前年度の変動がかなり大きくなる。



	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R7～R11のトータル負担増
対前年度増加額	220円	440円	880円	1,759円	3,518円	6,373円	12,536円
対前年度増加率	0.50%	1.00%	1.98%	3.88%	7.46%	12.58%	



	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R7～R11のトータル負担減
対前年度減少額	▲133円	▲266円	▲531円	▲1,062円	▲2,123円	▲3,845円	▲7,569円
対前年度減少率	▲0.05%	▲0.10%	▲0.20%	▲0.40%	▲0.79%	▲1.45%	